

令和5年度南部広域市町村圏事務組合 特定教育・保育施設等の集団指導内容に関するFAQ

| NO | 内容 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | Q1, (南部広域の) 法人監査と確認監査の違いを知りたい。 | <p>A,本組合管轄の豊見城市・糸満市・南城市・浦添市について「社会福祉法人」の監査がありますが、こちらは「社会福祉法」に基づく、社会福祉法人の運営及び会計に関する監査となります。</p> <p>同じく本組合管轄の7市町について「確認監査」がありますが、こちらは「子ども・子育て支援法」に基づく監査となります。</p> <p>いずれも原則3年に1回の周期で監査を行います。</p> |
| 2 | Q2, (南部広域の) 施設監査と確認監査の違いを知りたい。 | <p>A,</p> <p>【認定こども園・幼稚園（※私学助成除く）・保育所】 施設監査：前年度までと同様、年度ごとに1回、沖縄県が実施します。 確認監査：3年に1回、本組合が沖縄県実施の施設監査に同行して行います。</p> <p>【小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業】 施設監査（年度ごとに1回）、確認監査（3年に1回）とも本組合が行います。確認監査の対象年度においては、両監査を同時に行います。</p> <p>※施設監査および確認監査の目的、法的な位置づけについてはページ下部の別表をご覧ください。</p> |
| 3 | Q3, 不審者対応訓練は、警察の立ち会いなく、自分たちで行っていいですか？ | <p>A,令和4年12月15日付 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」において、『不審者の侵入を想定した実践的な訓練を行うこと』とあります。警察立ち合いの必要性については各施設でご判断ください。</p> <p>〈参考〉保育所保育指針解説（平成30年3月厚生労働省編）P.320 第3章3(2)ウ</p> |
| 4 | Q4,年明けに監査予定となっている。監査資料は、どの期間を見るのですか？（前年度？本年度？） | <p>A,調書にて、「前年度」「本年度4月1日時点」など、確認する資料の対象期間等が記載されています。そちらに従ってください。</p> |